

医療法人の定款変更に対する疑義について

(昭和 37 年 2 月 16 日)

(37 医発第 97 号)

(厚生省医務局総務課長あて茨城県衛生部長照会)

前記法人は昭和 29 年 8 月 31 日設立され、その定款は昭和 25 年 8 月 9 日厚生省発医第 521 号各都道府県知事あてに厚生省医務局長から通知されたモデル定款により定められておりますが、このたび同通知のモデル定款第 35 条及び第 36 条を左記のように変更したい旨申し出がありましたが、第 35 条は医療法第 55 条第 1 号から第 7 号に掲げられた解散を否定するものと思われ、また第 36 条は残余財産の処分をするに当り出資額によらないで処分することは不公平を来し適当でないとも思考され定款の変更認可処分をするにあたり疑義を生じたので、何分の御回答を至急下さるよう御多忙中のところ恐縮ですが、お願いいたします。

記

- 1 『第 35 条本社は関係法律の改正、社会情勢の著しき変更等により、その存続が不可能なる場合のほかは解散することができない。
本会社が解散したときは理事がその清算人となる。ただし総会の決議によって社員中からこれを選任することができる。』
- 2 『第 36 条本会社が解散した場合の残余財産若しくは債務は払込済出資額の如何にかかわらず各社員がこれを均等に配分若しくは負担するものとする。』

(昭和 37 年 6 月 25 日 総第 60 号)

(茨城県衛生部長あて厚生省医務局総務課長回答)

昭和 37 年 2 月 16 日 37 医発第 97 号で照会のあった標記のことについて左記のとおり回答する。

記

- 1 定款例第 35 条にかかる変更については貴見のとおり、解散事由を変更案のとおりに限定することは適当でない。
- 2 定款例第 36 条にかかる変更については残余財産の配分に関しては認めて差し支えないが、債務の負担に関しては当該医療法人の社員が無限責任を負うかの如き印象を与えるおそれがあるので、認めることは適当でない。